

平成30年度事業計画

I. 基本方針

日本経済は持ち直しの傾向が持続しているが、米国政権をはじめ大国に見られる自国優先の主張や政策による国際関係の緊張の高まりにより、世界経済の先行きへの不透明感が増し、日本経済への影響も懸念されることや、人口減少の一層の進展、人手不足対策など様々な課題が山積している。

本道経済も、公共事業やインバウンドの増加などの中で、穏やかな持ち直しの傾向が続いているが、全国と同様の課題を抱えている。

このような中で、道内卸売市場は、人口減少や高齢化に気候変動の影響などから取扱量の漸減傾向が続き、単価高の傾向から取扱高はここ数年同程度で推移しているものの、近年ますます経営環境の厳しさが増している。

一方、改正法案が国会で審議されている卸売市場法が、成立から二年後の施行とされている中で、卸売市場は大きな転換期を迎えようとしており、新たな取組にも果敢に挑戦する気概を持って、生鮮食料品の安全管理やコンプライアンスの徹底はもとより、市場機能の強化を図りながら、新鮮で「安全・安心」な生鮮食料品を消費者へ迅速に安定的に提供する地域の重要な流通拠点機構としての大きな役割を果たしていかなければならない。

このような中で、北海道市場協会としては、卸売市場法等の改正に係る国や北海道の動きを的確に捉えて、その情報を会員へ迅速に提供することや、卸売市場における第10次卸売市場整備計画に沿った取組みへの必要な情報の提供、卸売市場の機能強化や経営改善対策、卸売市場の効果的連携体制の推進に努めます。

また、刷新したホームページによる情報提供を充実して、会員への情報提供や一般への情報発信、生鮮食料品流通情報事業の実施など情報発信の強化を図るとともに、災害時における相互応援協定締結の拡充に向けて引き続き協力していくほか、各種恒常的事業を実施し卸売市場の持続的な経営安定に貢献できるよう努めて参ります。

II. 具体的事業内容

1. 卸売市場法改正への対応

卸売市場法等の改正に係る国や北海道の動きを的確に捉え、その情報を会員に迅速に提供して、卸売市場において制度改正への備えや必要な対応が進められるよう、卸売市場の適正な運営等の指導・助言に努める。

2. 第10次卸売市場整備計画の推進指導

国及び北海道が策定した第10次卸売市場整備基本方針や整備計画の内容の周知を図るなど、卸売市場の適正な運営等の推進指導に努める。

- ・計画等の内容の周知に努めるとともに、立地・機能に応じた市場間の役割分担や連携強化など卸売市場の適正な運営等の推進指導に努める。
- ・経営展望の策定など各市場における計画に沿った取組みへの必要な情報の提供や支援などに努める。

3. 卸売市場機能強化対策の推進指導

(1) 卸売市場は、生鮮食料品等の流通の拠点として、多様化する消費者のニーズに対応しつつ豊かな食生活を支えるという重要な役割を担っているが、近年、市場外流通の増加や人口減及び食生活の変化などによる消費量の減少などにより、市場取扱量が減少し経営が厳しさを増している。特に委託から買付集荷、相対取引へと取引形態が変化し、又市場外での販売、電子情報通信を活用する取引等により、卸売業を取り巻く事業活動の自由度が一層増している環境の中で、国民の食生活・文化を支える流通機構として、その役割を果たしていくため、役職員の資質向上に努めるとともに、市場流通の複雑化や国際化、商圈への販路拡大等を視野に入れて、広域的、効率的流通の実現に向けて、卸売市場間の連携等や経営健全化の指導に努める。

- ・市場経営の改善指導
- ・中央卸売市場や地域拠点市場と地方卸売市場との連携強化、地方卸売市場間の連携指導

(2) 北海道市場協会主催の公設市場部会、水産物産地市場部会及び花き市場部会を開催し、今後の卸売市場の取り組む方向や機能強化対策等を協議する。

4. 経営合理化対策の推進

(1) (一社) 全国青果卸売市場協会、全国魚卸売市場連合会及び(公社) 北海道青果物

価格安定基金協会の会議や研修会に参加し、学んだ情報を基に卸売市場関係者に対して必要な情報を提供するとともに、必要な会議や研修会を開催し卸売市場の経営強化対策を指導する。

- (2) 各市場からの経営相談の実施、また、人口減、過疎化、大型量販店の進出による競争激化や物流コストの増高等から各市場とも経営内容の悪化が見られることから、一層の経費削減や合理化対策を指導するほか、各種事業の相談をケース・バイ・ケースで対応し、指導に努める。
- (3) 北海道市場協会主催の公設市場部会、水産物産地市場部会及び花き市場部会を開催し、抱えている課題を協議するとともに、卸売市場経営の近代化の指導に努める。
- (4) 大手小売業への対応で、物流コストや販売経費などの増高により、各市場とも収益率が低下していることから、地場製品の市場間連携による集荷力強化対策や産地との契約集荷による取引事例などを示し、指導に努める。
 - ・経営合理化対策の推進指導
 - ・需給対策ブロック会議（青果、水産、花き）
 - ・卸売市場利用拡大、消費拡大対策の推進

5. 食の安全・安心対策、環境対策の推進指導

消費者の食品に対する安全への高まりや食生活の変化から安全で安心な生鮮食料品の供給が一層求められていることから、国の規制基準や青果物、水産物の品質表示ガイドラインの普及や原産地表示についての安全意識の啓発など安全・安心管理の指導と品質管理の高度化の周知徹底を必要に応じ随時行う。

6. せり人の資格認定試験並びに研修事業の実施

北海道地方卸売市場条例第14条及び北海道市場協会のせり人資格認定等取扱要領に基づき、せり人資格認定試験やせり人育成のための研修会を実施する。

(1) せり人資格認定試験

地方卸売市場のせり遂行に必要な経験または、能力を判定するためのせり人資格認定試験を実施する。

①せり人学科試験：札幌市で実施予定

②せり人実施試験：札幌市 釧路市 旭川市 の3箇所で実施予定

(2) せり人の育成・資質向上のための研修

卸売市場の公正な取引の適正化等を図るためのせり人の育成を目的として、卸売市場に関する法律の遵守事項や関係法令、又市場を取り巻く情勢（需給・消費動向など）、さらには卸売市場の中核を担う人材としての資質向上についての研修会を実施する。

7. 人材育成研修（人材能力育成研修）事業

(1) 目的

近年、人口減少の進展や市場取引形態の多様化など、卸売市場を取り巻く環境が一段と厳しさを複雑化しており、こうした時代の変化に柔軟に対応可能な能力を習得させ、組織の活性化や新しい営業活動に必要な知識と実践的な経営戦略方法等を習得させるため、昨年に引続き人材育成研修事業を実施する。

(2) 対象者

卸売市場に所属するせり人有資格者及び中堅幹部役・職員等

(3) 研修参加人数

25人

(4) 研修実施予定日

平成31年2月中旬

8. 生鮮食料品流通情報事業の推進

生鮮食料品流通情報事業を担当する技術職員の平成30年3月末日での退職に伴い、後任の職員を任用することなく運営出来るシステムを外注により急遽制作し、平成30年3月29日から運用を開始したところであり、引き続き、システム環境の整備を進め、流通情報センター市場の協力を得ながら毎日の市況や取扱などの生鮮食料品流通情報の迅速な提供に努める。

9. 災害時における卸売市場の相互応援協定の推進

道内卸売市場災害対応ネットワーク推進会議は、「道内卸売市場による災害時相互応援協定」の拡充していくこととしており、北海道市場協会としても参画市場の拡充など、よりきめの細かい相互支援体制の構築に協力していく。

10. 恒常的継続事業の推進

(1) PL保険（生産物賠償責任保険）加入の推進

食中毒事故等の発生による被害補償の備えとして、青果物、水産物及び花きを取り扱っている道内の卸売市場の損害賠償責任保険の一括加入契約事務を実施する。

(2) 卸売市場休日対策の推進

臨時休開市日の設定については、市場関係者へわかりやすさと規則性を持ったものとするため、「4週6休型」を基本に、原則として「毎週第2・第4水曜日」と設定し、また、生鮮食料品の商品特性、かつ安定的供給を果たすため、年末年始及び夏休みを除き3連休以上を回避するなど、全国統一型の設定を予定している。こうした休市日の設定を道内各市場に周知するとともに、その普及・啓発に努める。

11. 市場通信や情報発信など機関紙の発行

年6回の奇数月と2月に「市場通信」を発行するとともに「情報発信」を適宜発行し、卸売市場の取扱高及び役職員研修会等、さらに、国や北海道の政策情報や行政指導事項に卸売市場法改正に関する情報、業界の動静等を適時に掲載し、業界の意識の高揚に努める。

また、刷新したホームページによる情報提供も充実して、必要な情報・データ・参考事例等も紹介する一方、第三者の理解と認識を高めるPRにも努める。

12. 関係団体との連携強化

(1) (一社) 全国青果卸売市場協会、全国魚卸売市場連合会などと連携し、国に対し卸売市場関係予算の確保などの要請を行なうとともに、全国団体を通じて関係省庁などの情報及び資料入手に努める。

(2) (一社) 北海道水産会が進める水産業に関する懇談会や意見交換会などに出席し、水産関係団体との連携を深めるとともに情報の収集に努め、得られた情報を必要な会員に周知する。

(3) (一社) 北海道水産物荷主協会の全国水産物大手荷受・荷主取引懇談会に適宜参加し、水産物の価格安定と流通の円滑化などを協議し、関係団体や荷主業界との連

携強化に努める。

- (4) 北海道クリーン農業推進協議会や（公社）北海道青果物価格安定基金協会に参画し、関係団体との連携と情報の収集に努める。

13. 調査研究

国内・外の需給や価格の定期的調査や農水省の各種作成資料をはじめとして、道の食料品物価関連資料などのデータを収集して内容の分析などを研究し、その結果を会員に周知する。